

消費生活

No. 99

平成24年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特集

- マンションの強引な勧誘にご注意!
- 第39回成田市消費生活展を開催します
- 消費生活モニターになりませんか

「第2回消費者講座」を開催しました



12月20日(火)に、東京大学大学院(工学系研究科)特任准教授の野村 貴美氏を講師に迎えて、「放射線の人体への影響～放射線と放射能の基礎的理解のために～」をテーマに講座を開催しました。

放射線という難しいテーマでしたが、「正しい知識を持って正しく怖がるのが大切」という講師のメッセージが、受講者の皆さんの心に響いたようです。

マンションの強引な勧誘にご注意!

ここ数年、投資用マンションの強引な勧誘が横行し、全国の消費生活センターに多くの相談が寄せられています。

相談内容としては、「断っても何度も電話がかかってくる」「断ると脅される」など、特に職場への執拗な勧誘電話に関する相談が目立ちます。

このようなマンション勧誘が問題となり、宅地建物取引業法施行規則の一部が改正され、平成23年10月1日より、強引・脅迫的など悪質な勧誘に対する規制が強化されました。

執拗な勧誘行為は、宅地建物取引業法により禁止されていますので、毅然とした態度で対応しましょう。



禁止された行為

■勧誘に先立って、宅地建物取引業者（宅建業者）の名称、勧誘目的を告げずに勧誘を行うこと

→業者名の一部や略称のみを伝えるだけでは不十分で、正式な業者名を伝えることが必要になりました。

→「投資用マンションの購入について説明させてほしい」など、具体的な勧誘目的を明確に伝えなければならなくなりました。

■契約を締結しない意思を表示した者に対する勧誘

→一度断った者に対する再勧誘は禁止されました。

■迷惑を覚えさせるような時間の電話または訪問勧誘

→相手の承諾を得ている場合や特別な理由がある場合を除いて、午後9時から午前8時までの勧誘は禁止されました。

■深夜または長時間の勧誘等によりその者を困惑させる行為

→深夜や勤務時間中の長時間にわたる執拗な勧誘や面会を強要するなどの行為は禁止されました。



おもな相談事例

ケース1

勧誘電話がかかってきて、「結構です」と言ったものの、電話を切れずに一時間ほど相手の話につき合い、勧誘を断ると「家族がどうなってもいいのか」と脅された。

アドバイス

- 興味がない場合は、「いいです」「結構です」など、あいまいな表現をせず、「必要ありません」「お断りします」と、はっきり断り、すぐに電話を切りましょう。
- 勧誘の際に、業者から暴力的な言動を受けたときは、すぐに警察に相談しましょう。
- 強引な勧誘で、相手が宅建業者である場合は、業者名や所在地を確認のうえ、千葉県建設・不動産課(☎043-223-3238)に相談してください。



ケース2

職場に何度も電話があり、断るつもりで会ったら、10時間以上帰してもらえず、疲れ果てて契約してしまった。

アドバイス

- 断るつもりでも、会ってしまうと相手のペースにのまれて、契約させられてしまいますので、絶対に会わないようにしましょう。
- 売主(宅建業者)の事務所以外の場所で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。また、勧誘の際に、嘘の説明がなされたり、不利益な事実を伝えられなかったために契約した場合は、取り消すことができる場合がありますので、消費生活センター(☎23-1161)へ相談してください。



第39回

成田市消費生活展

「見つめなおそう!私たちの生活」



消費者の暮らしのヒントになる
情報がいっぱい消費生活展。
ぜひ会場にお越しください。



■ 各出展団体によるパネル展示・PRコーナー

■ イベントコーナー (花苗・風船のプレゼント、太巻き寿司の実演 など)

日時 平成24年2月25日(土)・26日(日)

午前10時～午後4時

会場 ユアエルム成田店 1階センタープラザ
(成田市公津の杜4-5-3)

※会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用下さい。

「成田市消費生活モニター」になりませんか

成田市では、平成24年度「成田市消費生活モニター」を募集します。消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心としたモニター会議(月1回程度予定)や研修会、各種イベントに出席し、かしこい消費者を目指します。また、そこで得た知識や情報を消費者(市民)に向けて広く啓発していきます。

◆募集人員 20名以内(選考あり)

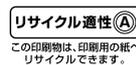
◆申込期限 2月29日(水)

◆申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。
(申込書および募集要項を希望される方は、商工課(電話:20-1622)までご連絡ください。)

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時/月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) ☎23-1161 ●



グリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。